

○富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年12月26日

条例第36号

改正 昭和55年12月27日条例第20号

昭和56年12月25日条例第32号

昭和61年3月28日条例第6号

平成8年3月29日条例第9号

平成11年3月29日条例第5号

平成17年12月26日条例第32号

平成21年12月18日条例第26号

注 平成21年12月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、富士見市に居住する在宅の重度心身障害者に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が㊶、A又はBに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するもの

- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度又は重度と判断した者
- (5) 前4号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

(平21条例26・一部改正)

(支給要件)

第3条 手当は、富士見市に住所を有し、かつ、在宅で生活している重度心身障害者に対して支給する。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第26条の2第1号に規定する施設及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条第9号に規定する施設に収容されている者
 - (2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、肢体不自由に係る障害により前条第1号に該当し、かつ、同条第2号に規定する障害の程度が[Ⓐ]若しくはAである者又は同条第4号に該当する者で、20歳未満の重度心身障害者のうち、人工呼吸器を使用する等医療的介助が必要となる者で規則で定めるものを除く。
 - (3) 65歳に達する日以後に、新たに前条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなる者
 - (4) 前々年又は前年の所得により住民税を課税されている者
- (平21条例26・一部改正)

(手当の額)

第4条 手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条各号に規定する者(次号に規定する者を除く。) 月額5,000円

(2) 第2条第2号に規定する障害の程度がBに該当する者又は同条第5号の規定により障害の程度がこの者に相当すると市長が認めた者 月額3,000円

(平21条例26・一部改正)

(認定)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、認定請求書を市長に提出し、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書の提出を受けたときは、当該認定請求に係る者について、支給要件の有無を審査の上、その結果を当該認定請求者に対し通知するものとする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、前条第1項の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。ただし、月の初日に転出したときは、当該転出した日の属する月の前月で終わる。

(認定の効力の喪失等)

第7条 第5条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当することとなったときは、当該認定の効力を失う。

(1) 第3条各号（第3号を除く。）に規定する要件に該当するとき。

(2) 死亡したとき。

2 受給者は、前項第1号に該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 受給者が第1項第2号に該当することとなったときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平21条例26・一部改正)

(支給の制限)

第8条 市長は、受給者が第11条の規定による受診命令に従わなかったと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(届出)

第9条 受給者は、認定請求に係る事項の変更（第7条第1項各号に掲げる変更を除く。）があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（不正利得の返還）

第10条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者がいるときは、市長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

（受診命令）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の富士見市在宅重度心身障害児手当支給条例の規定による受給者は、その氏名を障害者本人に改めることにより、この条例の規定による受給者とみなす。

（認定請求に関する特例）

3 昭和54年10月1日現在において満20歳以上の障害者で、昭和55年2月29日までに規則で定める請求書を市長に提出した者のうち、昭和54年10月1日現在この条例第3条の規定による支給要件を満たしていたものに対するこの条例の適用については同日に請求がなされたものとみなし、昭和54年10月2日以降当該支給要件を満たした者に対するこの条例の適用については、その満たすこととなった日に認定請求がなされたものとみなす。

附 則（昭和55年12月27日条例第20号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（認定請求に関する特例）
- 2 この条例の施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30日までに第5条第1項の認定請求書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成8年3月29日条例第9号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第32号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に市内に住所を有し、かつ、在宅で生活している重度心身障害者で65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日において支給を受けているものの手当の支給については、改正後の富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。